下 介 第 1 9 1 9 号 平成 2 5 年 1 0 月 2 8 日

各指定(介護予防) 訪問介護事業所 各指定(介護予防) 通所介護事業所 各指定(介護予防) 通所リハビリテーション事業所 各指定居宅介護支援事業所 各指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 各指定夜間対応型訪問介護事業所 各指定(介護予防) 認知症対応型通所介護事業所 各指定(介護予防) 認知症対応型通所介護事業所

管理者 様

下関福祉部介護保険課 課長 五十嵐 修二 (公印省略)

訪問介護における「通所介護の送り出し」等と通所介護の送迎の関係について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険事業の適切な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、通所介護 $({}^{(\pm 1)})$ の利用者が、訪問介護 $({}^{(\pm 2)})$ のいわゆる「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービスを利用している場合に、利用者の移動に係る介助の区分け(どこまでが訪問介護事業者のサービス提供範囲で、どこまでが通所介護事業者のサービス提供範囲か。)については、これまで明確に定義づけがなされておりませんでした。

そのため、このたび、通所介護事業者が利用者の送迎を行う原則的な範囲について厚生 労働省に照会したところ、「最終的には指定権者判断」との回答を得ました。

このことを受け検討した結果、訪問介護における「通所介護の送り出し(迎え入れ)」と 通所介護の送迎の関係について、下関市においては別紙のとおり取り扱うことといたしま したのでお知らせいたします。

つきましては、別紙内容をご確認の上、適正にご対応いただきますようお願い申し上げます。

- (注1)介護予防通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護についても同様に取り扱います。
- (注2)介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護についても同様 に取り扱います。

下関市福祉部介護保険課事業者係

〒750-0006 下関市南部町21-19 (下関商工会館4階)

TEL: 0 8 3 - 2 3 1 - 1 3 7 1 FAX: 0 8 3 - 2 3 1 - 2 7 4 3

平成25年10月28日下関市福祉部介護保険課

訪問介護における「通所介護の送り出し」等と通所介護の送迎の関係について

通所介護 (注1) の利用者が、訪問介護 (注2) のいわゆる「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービスを利用している場合に、利用者の移動に係る介助の区分け(どこまでが訪問介護事業者のサービス提供範囲で、どこまでが通所介護事業者のサービス提供範囲か。) について、以下のとおり整理いたします。

なお、本取扱いは、訪問介護サービスと通所介護サービスの介助の区分けについて整理 したものですが、通所介護の送迎の範囲の考え方については、利用者が訪問介護の「通所 介護の送り出し(迎え入れ)」サービスを利用していない場合であっても同様に取り扱いま す。

(注1)介護予防通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護についても同様に取り扱います。

(注2)介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護についても同様 に取り扱います。

1. 取扱いの原則

訪問介護サービスは利用者の居宅内で提供されることが原則であり、また、通所介護 サービスは利用者の居宅まで送迎することが原則です。

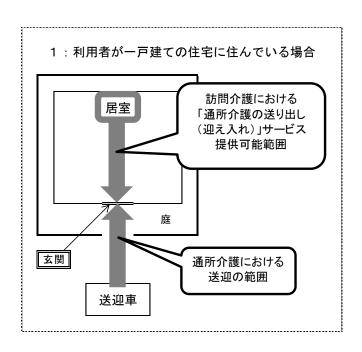
その原則を踏まえ、利用者の居宅の形態に応じて、下記表1のとおり整理します(例 1 参照)。

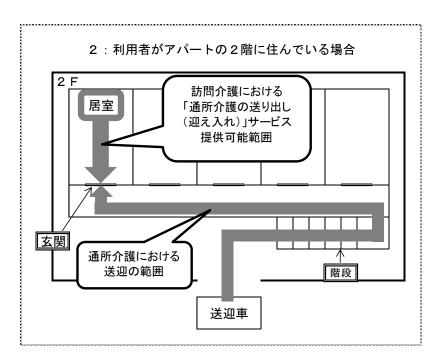
【表 1 】訪問介護における「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービス提供可能範囲と 通所介護における送迎の範囲

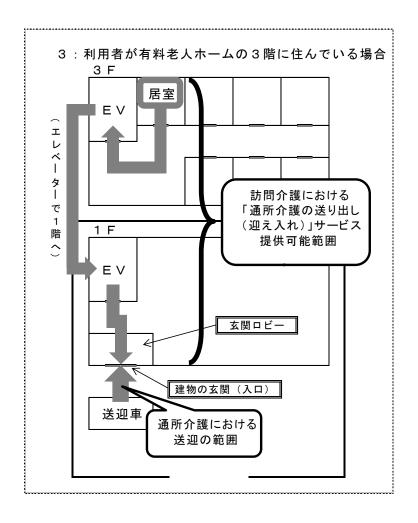
利用者の居宅の形	訪問介護における「通所介護の	通所介護における送迎の範囲
態	送り出し(迎え入れ)」サービ	
	ス提供可能範囲 ^(注3)	
一戸建て住宅	住宅内(玄関まで)	玄関~事業所
マンション、アパ	各室内(各室の玄関 (注4) まで)	各室の玄関 ^(注4) ~事業所
ート等		
養護老人ホーム、	建物の玄関(入口)(注5) まで	建物の玄関 (入口) (注5) ~事業
軽費老人ホーム、		所
有料老人ホーム、		
サービス付き高齢		
者向け住宅等		

(注3)「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービスの中において必ず移動介助を行わなければならないという主旨ではありません。利用者本人による移動、家族や施設職員等による介助が可能な場合は、そちらを優先させてください。

- (注4)マンションのロビー等ではなく、利用者の居住する各室の玄関を指します。すなわち、利用者の居住する各室を「居宅」と整理します。
- (注5)各利用者の居室の入口ではなく、当該建物の入口を指します。すなわち、建物全体を「居宅」 と整理します。
- 【例1】訪問介護における「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービス提供可能範囲と 通所介護における送迎の範囲の例







2. 例外的事例

(1)表1の「利用者の居宅の形態」にて判断できない場合

建物の形状等により表1による区分けが困難な場合は、「靴を履く(脱ぐ)場所」を、「訪問介護における『通所介護の送り出し(迎え入れ)』サービス提供可能範囲」と、「通所介護における送迎の範囲」との境目の目安とします。その上で、担当介護支援専門員 (注6)を中心に、サービス担当者会議等で協議して決定してください。

(注6)指定介護予防支援事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を含みます(以下同じ)。

(2) 通所介護事業者が居宅まで送迎できない場合

道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることができない場合など、地理的要因等から妥当と考えられ、かつ、利用者それぞれに出迎え方法をあらかじめ定めるなどの適切な方法が行われる場合には、通所介護事業者が表1記載以外の場所から送迎を行うことは可能です。

しかし、この場合に通所介護事業者が居宅から送迎を行えない区間については、送迎

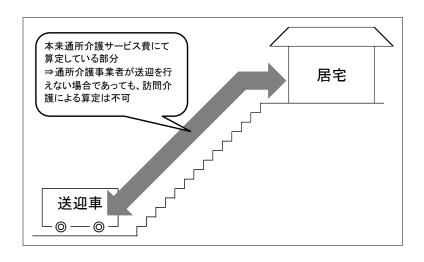
の有無にかかわらず、本来通所介護サービス費にて算定している部分であるため、その部分を訪問介護サービス費にて算定することは、当該区間の費用が訪問介護、通所介護の両事業で重複して算定されることとなり、適正ではありません。よって、通所介護事業者が送迎を行えないからといって、送迎を行えない部分の移動介助を訪問介護により算定することはできません (例2参照)。

この場合には、担当介護支援専門員が中心となり、家族や施設職員等による介助の可否、通所介護事業者の送迎方法の見直し、別の送迎対応可能な通所介護事業所の利用等を十分に検討してください。

ただし、十分検討したものの、利用者の希望等により、それらのいずれの対応も困難な場合には、訪問介護事業者が介護保険外のサービスとして自費等で対応することは可能です。

なお、通所介護事業者は、地理的要因等から通所介護事業者が居宅まで送迎できず、かつ、家族や施設職員等による介助、通所介護事業者の送迎方法の見直しがいずれも困難で、当該通所介護事業者が当該利用者に対して適切なサービスを提供することが困難であると判断した場合には、担当介護支援専門員への連絡、適切な他の通所介護事業者への紹介を速やかに行う必要がありますので、ご注意ください。

【例2】通所介護事業者が居宅まで送迎できない場合の例



(3) 通所介護事業者が居宅内まで送迎を行う場合

通所介護事業者が、送迎の延長として、利用者の居宅内で介助を行うことは可能ですが、通所介護事業者が利用者の居宅内での介助を行っている間は、訪問介護による介助が不要となるため、その時間は訪問介護サービス費として算定できません。

また、その場合には、事故やトラブル発生時の責任や保険対応等について、事前に十分協議しておくことが必要です。特に、利用者の居宅が養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等である場合は、当該施設側とも十分協議してください。